

栗田健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

【自営業者等の年収について】

- ◎健康保険法における被扶養者の要件は「年収」が１３０万円（６０歳以上の方または障害年金受給者は年収１８０万円）未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
- ◎健康保険法における自営業者等の年収については、『総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額』となっています。（なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなっており、必要経費は一切認められていません）
- 「直接的必要経費」とは税法上の必要経費とは異なり、「生産活動に要する原材料等の費用」（パン屋さんの小麦粉・卵等）であり、事業所得を得るために必要と当健康保険組合が認定した最低限度の経費としています。

栗田健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」（損益計算書）の各科目別に定めています。（詳細は以下「一覧」を参照）

「収支内訳書」（損益計算書）の「収入金額(売上)」から「売上原価」及び各「経費」の額を差し引いて、収入を計算します。

【一覧】

「○」……直接的必要経費として認める経費
「△」……条件(備考を参照)付きで直接的必要経費として認める経費
「×」……直接的必要経費として認めない経費
※認定可否が「○」となっている経費は、原則、その裏づけとなる資料の添付は不要ですが、必要に応じて求める場合があります。
※認定可否が「△」となっている経費は、必要に応じて*「直接的必要経費申告書」を提出してください。
※収支内訳書(損益計算書)の経費欄の項目にない「経費」については、「雑費」と同様に扱います。

【一般所得用】

科 目	認定可否	備 考
売 上 原 価	○	
給料賃金	×	
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸 倒 金	×	
地 代 家 賃	△	収支内訳書(損益計算書)の「住所」と「事業所住所」が同じ場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、５０％(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
利子割引料	×	
租 税 公 課	×	
荷 造 運 賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書(損益計算書)の「住所」と「事業所住所」が同じ場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、５０％(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
旅費交通費	○	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。混在している場合は、*「直接的必要経費申告書」にて、自己申告してください。
通 信 費	△	収支内訳書(損益計算書)の「住所」と「事業所住所」が同じ場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、５０％(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修 繕 費	○	
消 耗 品 費	○	
福利厚生費	×	
雑 費	×	
青色申告 特別控除	×	

【農業所得用】

科 目	認定可否	備 考
雇 入 費	△	専従者給与(生計を一にする配偶者その他の親族が自営業者の経営する事業に従事することにより支払う給与)である場合は、同一世帯内での生活資金の移動であるため、経費から除外する。 また、雇用人が複数いる場合(給料賃金を支払っている場合)や税法上の必要経費が被保険者の年収を超える場合は、事業レベルが大きく社会通念上から見て被保険者の援助を受けることは不合理と判断し、被扶養者として認定しません。
小作料・賃借料	○	
減価償却費	×	
貸 倒 金	×	
利子割引料	×	
租 税 公 課	×	
種 苗 費	○	
素 畜 費	○	
肥 料 費	○	
飼 料 費	○	
農 具 費	○	
農薬衛生費	○	
諸 材 料 費	○	
修 繕 費	○	
動力光熱費	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は、５０％(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
作業用衣料費	×	
農業共済掛金	×	
荷造運賃手数料	○	
土地改良費	○	
雑 費	×	

【不動産所得用】

科 目	認定可否	備 考
給 料 賃 金	×	
減価償却費	×	
貸 倒 金	×	
地 代 家 賃	△	収支内訳書(損益計算書)の「住所」と「事業所住所」が同じ場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、５０％(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
借入金利子	×	
租税公 課	×	
損害保険料	×	
修 繕 費	○	
雑 費	×	